

情報セキュリティに関する特記事項

第1条 業務で使用する情報資産台帳の作成及び管理

受託者は、東大阪市から提供した情報を含め、業務で使用する情報資産台帳を作成し、管理しなければならない。

第2条 情報資産の目的外利用の禁止

受託者は業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。

第3条 情報の作成・複製

受託者は業務上必要のない情報を作成または複製してはならない。

第4条 情報資産の保管

受託者は個人情報または機密情報を含む情報資産を紙で保管する場合、施錠可能な場所に保管しなければならない。また、電子データを保管するときは、第三者が容易にアクセスすることができないようセキュリティに配慮しなければならない。

第5条 情報の送信

受託者は個人情報または機密情報を含む情報資産を電子メール等により送信する場合、暗号化またはパスワード設定を行わなければならない。

第6条 情報資産の運搬

受託者のうち、個人情報または機密情報を含む情報資産を車両等により運搬する者は、鍵付きのケース等に格納し、運搬しなければならない。運搬する情報資産が電子データの場合は、暗号化またはパスワードの設定を行わなければならない。

第7条 情報資産の廃棄

受託者は個人情報または機密情報を含む情報資産を廃棄する場合、情報を復元できないように処置した上で廃棄し、日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。

第8条 業務で使用する電子計算機の特定

受託者は業務で電子計算機を使用する場合、あらかじめ使用する電子計算機を特定しなければならない。

2 前項において、使用する電子計算機を特定する際、不正プログラムが混入していないか、事前に確認しなければならない。

3 特定した電子計算機で、業務に不要なソフトウェアを利用してはならない。

第9条 電子メールの利用

受託者は業務で電子メールを利用する場合、適切な宛先設定(To、CC、BCC)を行わなければならない。

第10条 事故時の対応

本業務に関する情報漏えい、紛失等の情報セキュリティ事件または事故(以下、「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに東大阪市に報告し、東大阪市の指示に従わなければならない。

2 本業務に関し事故等が発生した場合、東大阪市は必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第11条 事業従事者への教育

業務に従事する者に対し、事前に情報セキュリティに関する教育(情報セキュリティに関する特記事項の内容を含む。)を実施しなければならない。

第12条 その他の情報セキュリティ対策

この特記事項に定めがない情報セキュリティ事項については、東大阪市及び受託者協議のうえ、東大阪市の指示に従わなければならない。